

令和8年度第3回 電子制御装置整備の 整備主任者等資格取得講習のお知らせ

【お願い】

この講習は特定整備の認証工場にて整備主任者として選任する際に受講が必要となります。直近の選任予定がない方であっても次項の「7. 受講資格」に該当する資格があれば受講は可能ですので早めに受講し、ご準備いただくようお願いいたします。

道路運送車両法施行規則第57条第7項に定める整備主任者等資格取得講習を下記のとおり実施するので、お知らせします。

記

1. 受講申込期間：令和8年10月5日（月）～10月16日（金）

※ 土・日・祝日の申請は受付けておりません。

2. 講習日程：令和8年10月30日（金）

3. 受講料：・実習：¥3,300（税込） ・学科：無料 ・試問：無料

4. 講習時間及び定員

講習内容	時間	定員
実習受付	8：30～9：00	—
実習	9：00～12：00	50名
学科受付	13：00～13：30	—
学科	13：30～14：30	50名
試問	15：00～15：30	50名
修了証交付	16：00	—

※12：00～13：00 昼食・休憩

5. 講習会場

沖縄県自動車整備振興会 学科教室 （浦添市港川512-3）

6. 実施機関

学科・試問：内閣府沖縄総合事務局陸運事務所

実習：一般社団法人沖縄県自動車整備振興会

7. 受講資格

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一

級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。)又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者とする。

- ・一級二輪自動車整備士・二級ガソリン自動車整備士・二級ジーゼル自動車整備士
- ・二級自動車シャシ整備士・二級二輪自動車整備士・自動車電気装置整備士
- ・自動車車体整備士

8. 受講申込方法

受講申請書に必要事項を記載し、以下に掲げる書類を添付のうえ、提出して下さい。

- (1) 自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面(自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し)
- (2) 現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書類((1)の書面がない者に限る。)
- (3) 実習受講証の写し(申請時点で交付されている者に限る)
- (4) 切手貼付・宛名記入済み返信用封筒(郵送による受講票返付希望者に限る)
- (5) 写真2枚(1枚は申請書に貼付)

9. 講習教材

講習教材は、以下のホームページよりダウンロードができます。

沖縄総合事務局HP

https://www.ogb.go.jp/nyu/kakusyu/tokuteiseibi/seibisyunin_sikaku



10. 講習内容

(1) 学科

自動車特定整備事業(電子制御装置整備に係る項目に限る。)に係る法令及び運用等に関すること。

(2) 実習

電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士の技能検定において不足する知識及び技能を補うものであって、受講者自身による実務として発生する整備作業(エーミング作業)を含むこと。

なお、エーミング作業に関する実習にあつては受講者参加型とする。

(3) 試問

学科及び実習の双方の講習を受講した者に対して筆記試験を行う。

11. 修了基準

10.(3)の試問の結果、得点率が80%以上の者を講習修了者とする。

【問い合わせ先】

■講習全般に関すること

沖縄総合事務局陸運事務所 整備部門 TEL:098-875-0300

■受講申込、実習に関すること

沖縄県自動車整備振興会 教育指導部 TEL:098-877-7065